

議案第 19 号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
次のとおり財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 13 年 3 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 13 年 3 月 22 日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 55 年三朝町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後                                                 | 改 正 前                                                 |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 第 1 条及び第 2 条 略                                        | 第 1 条及び第 2 条 略                                        |
| (費用弁償)                                                | (費用弁償)                                                |
| 第 3 条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。        | 第 3 条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。        |
| 2 前項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げるとおりとする。                     | 2 前項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げるとおりとする。                     |
| (1) 内国旅行については、別表第 2 に定める旅費。<br>ただし、在勤地内旅行の旅費については、車賃の | (1) 内国旅行については、別表第 2 に定める旅費。<br>ただし、在勤地内旅行の旅費については、車賃の |

| 実費額          |             |                | 実費額及び日当1日につき1,300円の旅費 |             |                |
|--------------|-------------|----------------|-----------------------|-------------|----------------|
| (2) 略        |             |                | (2) 略                 |             |                |
| 第4条以下 略      |             |                | 第4条以下 略               |             |                |
| 別表第1 (第2条関係) |             |                | 別表第1 (第2条関係)          |             |                |
| 財産区分         | 職 名         | 報酬の額           | 財産区分                  | 職 名         | 報酬の額           |
| 小鹿財産区        | 会 長         | 年額<br>10,000 円 | 小鹿財産区                 | 会 長         | 年額<br>15,000 円 |
|              | 会長職務<br>代理者 | 年額<br>8,000 円  |                       | 会長職務<br>代理者 | 年額<br>15,000 円 |
|              | 委 員         | 年額<br>7,000 円  |                       | 委 員         | 年額<br>15,000 円 |
|              |             |                |                       |             |                |
| 略            | 略           | 略              | 略                     | 略           | 略              |

附 則  
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

| 前 五 款               | 附 五 款               |
|---------------------|---------------------|
| 部 条 5 項 目 及 条 1 項   | 部 条 5 項 目 及 条 1 項   |
| (罰金刑費)              | (罰金刑費)              |
| 「行政サービスの提供を員委 条 8 項 | 「行政サービスの提供を員委 条 8 項 |
| 、アバコ行政の手、おきうま       | 、アバコ行政の手、おきうま       |
| 。るす給支き費刑ア「も罰金刑費     | 。るす給支き費刑ア「も罰金刑費     |
| 刑るす給支きり1コ宝財の取前 5    | 刑るす給支きり1コ宝財の取前 5    |
| りはるるも罰金刑各の方、お費      | りはるるも罰金刑各の方、お費      |
| 。るすう                | 。るすう                |
| 、おアバコ行政国内 (1)       | 、おアバコ行政国内 (1)       |
| 。費刑るの宝コ 5 項 表 限     | 。費刑るの宝コ 5 項 表 限     |
| の行政内財備存、Jココ         | の行政内財備存、Jココ         |
| の費車、おアバコ費刑          | の費車、おアバコ費刑          |